

みんなの鳥羽の日条例（案）

鳥羽市は、その美しい自然環境や豊かな歴史・文化を誇りとし、地域の活性化と魅力向上を図るために、みんなの鳥羽の日条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、鳥羽に関係する全ての人及び団体等が幸せを実感し、鳥羽の魅力を広く知らせ、地域の活性化を図ることを目的とする。

（鳥羽の日）

第2条 鳥羽の日は、10月8日とする。

（協力・連携）

第3条 鳥羽に関係する全ての人及び団体等が鳥羽のことを思い、考え、第1条の目的達成に向け、協力・連携し鳥羽の日を楽しみ、盛り上げるよう努めるものとする。